

京都市1. 5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第112号

京都市1. 5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市1. 5℃を目指す地球温暖化対策推進本部規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 産業・文化融合戦略監

(4) 文化芸術政策監

第6条第2項第5号を次のように改める。

(5) デジタル化戦略監

第6条第2項中第16号を第19号とし、第7号から第15号までを3号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 木の文化・森林政策監

(8) 新型コロナ対策・ワクチン接種統括監

(9) 監察監

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)